

長野県民交通災害共済条例

昭和 43 年 2 月 2 日
条 例 第 3 号

改正	昭和 44 年 1 月 20 日	条例第 1 号	改正	平成 2 年 7 月 27 日	条例第 1 号
改正	昭和 45 年 1 月 19 日	条例第 1 号	改正	平成 3 年 2 月 13 日	条例第 1 号
改正	昭和 48 年 1 月 18 日	条例第 1 号	改正	平成 5 年 7 月 30 日	条例第 1 号
改正	昭和 50 年 2 月 3 日	条例第 1 号	改正	平成 6 年 12 月 1 日	条例第 2 号
改正	昭和 52 年 12 月 8 日	条例第 1 号	改正	平成 12 年 8 月 23 日	条例第 1 号
改正	昭和 54 年 8 月 2 日	条例第 1 号	改正	平成 17 年 2 月 3 日	条例第 1 号
改正	昭和 55 年 8 月 4 日	条例第 1 号	改正	平成 17 年 12 月 2 日	条例第 2 号
改正	昭和 56 年 2 月 6 日	条例第 1 号	改正	平成 20 年 8 月 11 日	条例第 1 号
改正	昭和 56 年 8 月 5 日	条例第 2 号	改正	平成 22 年 2 月 2 日	条例第 1 号
改正	昭和 60 年 8 月 1 日	条例第 1 号	改正	平成 24 年 2 月 2 日	条例第 1 号
改正	昭和 63 年 7 月 26 日	条例第 1 号	改正	平成 28 年 2 月 5 日	条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通事故により災害を受けた者を救済するため交通災害共済制度を設け、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両及び身体障がい者用車いすをいう。
- (2) 電車等 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）の適用を受ける鉄道又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）の適用を受ける軌道で、レールを使用する車両及びトロリーをいう。
- (3) 航空機 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する飛行機をいう。
- (4) 船舶 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。
- (5) 交通事故 日本国内で発生した人身事故で次に掲げるものをいう。

ア 自動車等による事故 道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路における自動車等の運行に伴う衝突、転落、接触等の事故

イ 電車等による事故 電車等の運行による衝突、転落、転覆、接触等の事故

ウ 航空機及び船舶による事故 航空機及び船舶の航行による衝突、沈没、墜落、接触等の事故

(交通災害共済)

第 3 条 長野県民交通災害共済組合（以下「組合」という。）は、この組合の行う交通災害共済（以下「共済」という。）に加入した者（以下「会員」という。）の交通

事故による災害に対し、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金を支払う。

(会員の資格)

第4条 会員となることができる者は、加入申込みのときに組合を組織する市町村（以下「組織市町村」という。）の区域に居住している者（組織市町村の区域内に居住する者の被扶養者で就学のため組織市町村の区域外に居住している者を含む。）とする。なお、外国人にあっては、住民登録をしている者とする。

2 会員は、重複して加入することはできない。

(会員の期間)

第5条 会員の期間は、会費を納入した日の翌日から起算して、その年度の3月31日までとする。ただし、次の年度の会員になるために会費を納入した場合の会員の始期は、新年度の4月1日とする。

(会費)

第6条 共済の会費は、会員1人につき400円とする。ただし、義務教育終了前の者について、在籍する保育所、幼稚園、小学校及び中学校又は組織市町村において一括して加入手続及び会費納入を行う場合の会費は、1人につき100円とする。

(共済見舞金)

第7条 組合は、会員の交通事故による災害に対し、災害を受けた日から起算して1年以内における被害の程度に応じ、共済見舞金を支払う。

2 共済見舞金の額は、別表第1に定めるところによる。

3 共済見舞金の請求は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内に行わなければならない。

(障がい見舞金)

第8条 組合は、共済見舞金を受けた者が、その交通事故を直接の原因として、災害を受けた日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する別表第5号の1級、2級又は3級の障害を残すことになった場合及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を残すことになった場合は、障がい見舞金を支払う。

2 障がい見舞金の額は、別表第2に定めるところによる。

3 障がい見舞金の請求は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内に行わなければならない。

(遺児見舞金)

第9条 組合は、会員（父又は母）が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子（以下「遺児」という。）があるときは、当該遺児に対し遺児見舞金を支払う。

2 会員（父又は母）の死亡の当時胎児であった子が出生した場合は、その子を遺児とみなす。

3 遺児見舞金の額は、遺児1人につき30万円とする。

4 遺児見舞金の請求は、会員（父又は母）が交通事故による災害を受けた日から起

算して2年以内に行わなければならない。

(支払の特例)

第10条 組合は、交通事故が次の各号の一に該当する場合には、第7条及び第8条の規定にかかわらず、その者に係る共済見舞金及び障がい見舞金は支払わない。

- (1) 会員又は見舞金受取人が故意に交通事故を生じさせた場合
- (2) 地震、噴火、洪水その他天災による場合
- (3) 会員が無免許運転又は酒気を帯びて若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をし、交通事故を生じさせた場合及びその事情を知って同乗し、被害を受けた場合
- (4) 会員が犯罪行為によって交通事故を生じさせた場合及びその事情を知って同乗し、被害を受けた場合

2 組合は、交通事故が次の各号の一に該当する場合には、第7条及び第8条の規定にかかわらず、その者に係る共済見舞金及び障がい見舞金の金額からその金額の100分の50に相当する額を減ずる。

- (1) 速度違反の場合
- (2) 居眠り運転の場合
- (3) はみ出し禁止の道路標示を越えて交通事故を生じさせた場合
- (4) 信号無視の場合
- (5) ヘルメット及びシートベルト非着用の場合
- (6) 自転車及び原動機付自転車の二人乗りの場合

ただし、長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)

第12条第2項第1号アに該当する場合を除く。

- (7) 警報機又は遮断機が作動中の踏切に進入し、電車に衝突した場合
- (8) 軌道内進入の場合
- (9) 路上横臥の場合
- (10) その他重大な過失があった場合

(支払の制限)

第10条の2 組合は、交通災害を証明する書類が、自動車安全運転センター事務所長の交付する交通事故証明書(照合記録簿の種別が人身事故の場合に限る。)又は駅長等の交付する交通事故証明書によらないとき(以下「人身事故証明書以外の場合」という。)は、第7条に規定する見舞金のうち、2級から12級までを傷害の程度にかかわらず13級の額とする。

2 組合は、人身事故証明書以外の場合で別表第1の1級に該当するとき又は別表第2の各等級に該当するときは、見舞金の額を100分の50とする。

(剰余金の処分)

第11条 組合会計において、別に定める交通災害共済基金条例による基金(以下「基金」という。)の積立てをして、なお剰余金が生ずる場合は、その剰余金の処分については、組合長が組合の議会の議決を経て別に定める割合をもって組織市町村に配分する。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年1月20日条例第1号)

1 この条例は昭和44年4月1日から施行する。

2 昭和44年3月31日に会員である者の会員の期間は、同日における長野県民交通災害共済条例(昭和43年条例第3号)の定めるところによる。

附 則 (昭和45年1月19日条例第1号)

この条例は昭和45年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については昭和45年4月1日に会員になった者から適用する。

附 則 (昭和48年1月18日条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年2月3日条例第1号)

この条例は昭和50年4月1日から施行する。ただしこの条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については昭和50年4月1日に会員になった者から適用する。

附 則 (昭和52年12月8日条例第1号)

この条例は昭和53年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については昭和53年4月1日以降に会員になった者から適用する。

附 則 (昭和54年8月2日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただしこの条例による改正後の別表については昭和55年4月1日以降に会員となった者から適用する。

附 則 (昭和55年8月4日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年2月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年8月5日条例第2号)

この条例は昭和57年4月1日より施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については昭和57年4月1日以降に会員となった者から適用する。

附 則 (昭和60年8月1日条例第1号)

この条例は、昭和60年8月1日から施行する

附 則 (昭和63年7月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例第2条第2号の規定は、昭和62年4月1日以後における交通事故による災害について適用し、同日前における交通事故による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成2年7月27日条例第1号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月13日条例第1号）

この条例は平成3年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については、平成3年4月1日に会員となった者から適用する。

附 則（平成5年7月30日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月1日条例第2号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例の別表については、平成7年4月1日に会員になったものから適用する。

附 則（平成12年8月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月3日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月2日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例及び別表については、平成18年4月1日に会員になった者から適用する。

附 則（平成20年8月11日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例については、平成21年4月1日に会員になった者から適用する。

附 則（平成22年2月2日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長野県民交通災害共済条例及び別表については、平成22年4月1日に会員になった者から適用する。

附 則（平成24年2月2日条例第1号）

この条例は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年2月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

等級	傷害の程度	見舞金
1級	死亡	1,000,000円
2級	実入院通院日数が90日以上 of 傷害	110,000円
3級	実入院通院日数が85日以上 of 傷害	105,000円
4級	実入院通院日数が80日以上 of 傷害	100,000円
5級	実入院通院日数が75日以上 of 傷害	95,000円
6級	実入院通院日数が70日以上 of 傷害	90,000円
7級	実入院通院日数が65日以上 of 傷害	85,000円
8級	実入院通院日数が60日以上 of 傷害	80,000円
9級	実入院通院日数が55日以上 of 傷害	75,000円
10級	実入院通院日数が50日以上 of 傷害	70,000円
11級	実入院通院日数が45日以上 of 傷害	65,000円
12級	実入院通院日数が40日以上 of 傷害	60,000円
13級	実入院通院日数が35日以上 of 傷害	55,000円
14級	実入院通院日数が30日以上 of 傷害	50,000円
15級	実入院通院日数が25日以上 of 傷害	45,000円
16級	実入院通院日数が20日以上 of 傷害	40,000円
17級	実入院通院日数が15日以上 of 傷害	35,000円
18級	実入院通院日数が10日以上 of 傷害	30,000円
19級	実入院通院日数が5日以上 of 傷害	25,000円
20級	実入院通院日数が2日以上 of 傷害	20,000円

- (備考) 1 死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその交通事故が原因で死亡することをいう。
- 2 実入院通院日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院及び通院の日数の合計とする。

別表第2（第8条関係）

等級	障がいの程度		見舞金
	身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する別表第5号の等級区分	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級	
1級	1級	—	400,000円
2級	2級	1級	300,000円
3級	3級	—	200,000円